

開催日：平成 24 年 7 月 12 日

会議名：平成 24 年公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会（7 月 12 日）

○議事日程

公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会会議録			
開会日時	平成 24 年 7 月 12 日（火曜日） 午前 10 時 1 分～午後 0 時 4 分	場所	第二委員会室
出席委員	中島委員長 森副委員長 古坊委員 藤本委員 星委員 此島委員 9 名 堀委員 吉村委員 河野委員	欠席委員	なし
列席者	村上議長 木下副議長		
説明員	高野区長 水島副区長		
	吉川政策経営部長 小澤企画課長 金子財政課長 田中行政経営課長 高橋シティプロモーション担当課長		
	齋藤総務部長		
	鈴木施設管理部長（財産運用課長） 野島施設課長 田中施設計画課長		
	上村新庁舎担当部長 小池庁舎建設室長 近藤庁舎建設担当課長		
	吉末文化商工部長 柴文化観光課長 岡田学習・スポーツ課長		
	鮎川都市整備部長 奥島都市計画課長 島貫地域まちづくり課長 増子都市再生担当課長		
	亀山建築住宅担当部長		
	廣瀬交通対策課長 石井公園緑地課長		
事務局	陣野原事務局長 押田書記		

会議に付した事件

- | | |
|----------------------------------|----|
| 1. 会議録署名委員の指名 | 1 |
| 堀委員、河野委員を指名する。 | |
| 1. 委員会の運営 | 1 |
| 正副委員長案を了承する。 | |
| 1. 南長崎中央公園整備について | 1 |
| 田中施設計画課長より説明を受け、質疑を行う。 | |
| 1. 長崎中学校跡地民間事業施設用地について | 19 |
| 田中施設計画課長より説明を受け、質疑を行う。 | |
| 1. 次回の日程及び視察 | 22 |
| 9月11日（火）午前10時 委員会を開会することとなる。 | |
| 委員会閉会后、武蔵野市立武蔵野プレイスの視察を行うこととなる。 | |

午前10時1分開会

<PAGE="1">

○中島義春委員長 ただいまから施設用地特別委員会を開会いたします。よろしく願いたします。
会議録署名委員を御指名申し上げます。堀委員、河野委員、よろしく願いたします。



○中島義春委員長 委員会の運営について、正副委員長案を申し上げます。
本日は、案件を2件予定しております。案件によっては関係理事者の出席を予定しております。
なお、齋藤総務部長は公務のため委員会を欠席しております。御了承をお願いいたします。
最後に次回の日程についてお諮りし、視察についても触れさせていただきます。
以上でございます。運営について何かございますか。
「なし」



○中島義春委員長 それでは、案件に入ります。
南長崎中央公園整備について。
質疑のため、田中行政経営課長、廣瀬交通対策課長、石井公園緑地課長が出席しております。
理事者より説明がございます。

○田中施設計画課長 それでは、南長崎中央公園整備について御説明をさせていただきます。
今回、昨年度末、3月で公園の外構の設計等すべての設計が終了しております。今回の第2回定例会
で外構工事の契約案件の議決をいただきまして、これから着工という形になりますが、その前に、3月

までの設計の中で区民の方を交えました意見交換会を開催しておりまして、そちらの意見を設計に反映させたという経過がございますので、その御報告をさせていただきたいと存じます。

お配りしている資料は2点ございます。まず、南長崎中央公園ニュースというA3のものを折りましたニュースをごらんいただきたいと思います。今回、すべての設計が終了した時点で、公園づくりのこれまでの歩みと、それから、今後、地域でこの公園を育てていくという、これから活動を始めますというその活動への参画を皆様、地域の皆様に呼びかけるという趣旨でこのニュースをつくりまして、近隣の方々にお配りしたものでございます。

1ページ目は、公園づくりのこれまでの歩みと今後の取り組みということでつづっております、下のほうへ行きますと、今後の予定ということで、屋内施設の開設というのが真ん中あたりの緑色のところでございますが、こちらは新しい自転車駐車場が来年2月ごろオープン予定になっておりまして、屋内のスポーツセンターが4月1日の開設予定ということで御紹介をしております。

また、公園全体の開園としましては、来年の夏の7月ごろの開設予定ということでお示しをしているものでございます。

ニュースを開いていただきますと、公園の屋外主要施設がつづっております、図面で申し上げますと、右側に大きな多目的広場がございます。左側には芝生広場、これは天然芝で確保しております。園路を設けまして自由に散策できるような形になっております。その下、スポーツセンターということで、現在、建設が進められているスポーツセンターがございます。後ほど御紹介いたしますが、多目的広場の下側、目白通りに面したところに民間事業施設用地がございます。

一番最後のページでございますが、今回、意見交換会の中で検討課題となったものの御報告でございます。こちらにつきましては、最終報告の中で御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、もう1つの資料といたしまして、魅力ある南長崎中央公園づくりのための意見交換会最終報告をごらんいただきたいと思います。

まず、最初に31ページをごらんいただきたいと思います。先ほども申し上げましたが、23年度、公園実施設計を行った際に、学識経験者の方、公園の学識経験者の先生を座長としまして、各団体、町会長、また、一般公募の区民の方々に構成する意見交換会をこのようなメンバーで実施しております。こちらにつきましては、3月末に区長へ報告したものでございます。

戻っていただきまして、5ページ目をお開きいただきたいと思います。最初に、整備スケジュールということでこれまでの流れと、それから今後のスケジュールを記載してございます。

6ページには南長崎中央公園の概要ということで、こちらはざっと触れたいと思っておりますが、まず屋内施設、室内温水プール、それから体育館、トレーニングルーム、フィットネススタジオ、そのほか会議室や防災施設といったものが入っております。

②番、屋外施設、こちらは多目的広場、少年サッカーができるような広さになっております。芝生広場などの緑地、園路、また、防災施設としまして、トイレ用のマンホール、かまどベンチ、防災井戸、防火水槽等がございます。また、旧長崎中学校の記憶を継承するという意味で記念碑などを設置する予定でございます。

そのほか駐輪場は、現在の区立の自転車駐車場及び公園利用者用の駐車スペース、駐輪スペースを持った450台従来の駐輪場を設けております。こちらは目白通り側の公園地下に整備しております。駐車場につきましては、附置義務台数の18台程度の駐輪場を屋内施設の地下に整備しております。

おめくりいただきまして7ページでございます。こちらは平成21年度に屋内施設の設計を行ったときに、今回と同じように設計検討会議という名前で議論をしております。その際の結果でございます。今回のメンバーとほぼ同じメンバーでございます、委員の方はほぼ一緒でございます。計7回の検討会議を開催いたしまして、当時も区長への報告を行いました。

8ページ目でございますが、その際、21年度に行った検討会議での最終報告で、そのとき課題として挙げられている主な事項がございました。こちらについては、今回の意見交換会で引き続き検討された内容でもございます。①番から④番までございまして、多目的広場の夜間照明及び芝の種類、施設、敷地南側の通り抜け園路の整備、じゃぶじゃぶ池の仕様、また、公園の夜間閉鎖、動物の連れ込み、園内の自転車通行などの課題がございました。

おめくりいただきまして、9ページ目でございます。今回、23年度に行いました意見交換会は計4回実施してございます。これらの先ほどの課題、プラスアルファ御意見が出たものについて取り扱ったという流れでございます。

11ページをお開きいただきたいと存じます。こちらは、今回の意見交換会で議論された議題及び主な意見となっております。

まず、多目的広場の夜間照明でございますが、近隣への影響についての懸念ということもございまして、また、そうした場合に実施可能な運動種目はどのようなものかというようなことで活発な議論がございました。その結果、反映状況のところで申し上げますと、公園東側の住宅街への騒音や光の害を軽減するために多目的広場の夜間利用は西側の半面とするということになりました。半面利用でもフットサルコートを2面確保できるということで、多目的な利用に資することができるという判断でございました。

12ページ目では夜間利用の時間が議論をされております。これも住宅地に立地するほかの公共運動施設の例を見ますと、深夜の利用を認めていないということもございまして、多目的広場は午後8時までの利用とするということで反映をしております。

また、②番、多目的広場の芝についても人工芝にするか、天然芝にするかということで、どちらのメリット、デメリットもあるということで議論をいただきましたところ、13ページ目をお開きいただきたいと思いますが、反映状況の中で、施設稼働率を向上させるとともに、非常時における円滑な利用を図るため、人工芝のグラウンドにしようということで設計に反映したところでございます。

また、14ページ目、これは通り抜けの園路のお話でございます。全体の図面、先ほどのニュースの中にも図面はございましたけれども、公園の敷地の東側から西側の目白通りへ通り抜けるための園路を設けてございます。こちらの園路については、21年度の設計検討会議のときにもお話が出まして、隣接するJRの社宅整備の予定地がございまして、こちらと一体的な通路を整備できないかと。そうすることによって、土地の有効活用を図りたいというような御意見がありまして、ぜひJRと協議をしてほしいという要望が21年度の段階でございまして、現在も協議をしている段階でございます。この協議が進んで何かしら一体整備ということになれば、設計変更ということもございまして、現時点ではその点はまだ不明ということでございまして、あくまでも単独での設計案となっております。

この通り抜け園路についてはなくてもいいんじゃないかと、もっと多目的広場が広く使えるように大きくしてほしい、この園路をなくして大きくしてほしいという御意見もありましたが、14ページの下側の反映状況というところを見ていただくとわかると思いますが、公園を夜間閉鎖した際の通り抜け園

路の確保ですとか、そういった観点から、やっぱり南側には通り抜けの園路は必要だろうということで整備をすることになりました。

また、そうは言っても多目的広場の安全性や利便性などに配慮するため、広場の面積を設計の中でできるだけ広げまして、基本設計の段階ではこの園路、幅員は3メートルということで設定しておりましたが、最少幅で2.5メートルほどのところもできるぐらいに少し縮小いたしまして、多目的広場をできるだけ使いやすいように広くとったということで設計に反映しております。

続きまして、16ページ目をごらんいただきたいと思います。公園の夜間閉鎖の問題でございます。これは基本構想の段階から夜間の公園での寝泊まりですとか、たまり場化してしまうという懸念が近隣の住民の方々から御意見がありまして、夜間はできるだけ閉鎖してほしいというような要望がございました。今回につきましても夜間閉鎖を行う方向で検討が進められております。

夜間閉鎖の範囲や時間、それから、門扉や外周さくのデザインなど、そういったものにつきまして御意見をいただいたところでございます。また、通り抜け園路については24時間開放するべきじゃないかという御意見もございましたが、セキュリティの問題、安全性の問題がございまして、基本的には夜間閉鎖をするということで、施錠が可能な門扉を設置するということになりました。ただし、この通り抜け園路については、午後11時まであけるということで、翌日は午前5時にあけるというようなことで、なるべく深夜帯以外はあけるような形で通り抜け園路は考えてございます。

17ページを見ていただきますと、じゃぶじゃぶ池というところで、こちらもかなり論点になりました。屋内施設に幼児用のプールの御要望がございましたが、どうしても面積の関係で設けられなかったということで、屋外ではございますが、水遊びが可能なじゃぶじゃぶ池の整備が計画されておりました。こちらの池のデザインですとか開設時間、また、水質管理や利用に際してのルールなどについて御意見をちょうだいしたところでございます。

反映状況としましては、幼児がはだしで楽しめるような噴水つきの池状の施設を整備すると。そんなに大きなものではなく、水路も短縮した形で作ってもいいんじゃないかということで設計に反映してございます。また、18ページ目を見ていただきますと、維持管理や利用ルールについても御意見いただきまして、開設時間も春と夏で時間を変えて、夏は長目に設定をするということで管理に反映させております。反映させる予定でございます。

また、19ページを見ていただきますと、園内への動物の連れ込みということで、犬の散歩などで訪れる方が相当多いだろうということでルール化が必要ではないかという御意見がございました。反映状況を見ていただきますと、衛生管理や安全管理のため、動物の連れ込みは園路部分のみとして、多目的広場や芝生広場、植え込みやじゃぶじゃぶ池などについては連れ込みを禁止するというところでございます。また、リード着用は当然義務づけるという内容でございました。

次に20ページでございます。園内の自転車通行、こちらもかなりたくさんの御意見をいただきました。結果、さまざまな御意見ございましたが、反映状況としまして20ページ下を見ていただきますと、安全対策や放置自転車対策のため、通り抜け園路を除く園地は自転車の乗り入れを禁止すると。ただし、補助輪つきの自転車については通行可能とする。各入り口については、自転車どめの車両さくを設けるということにいたしました。

また、先ほど申し上げた通り抜け園路については、安全対策のため自転車からおりて通行するという内容でございます。地上部に地下の自転車駐車場への駐車が困難なベビーカーや三輪車、子ども用の自

転車などのとめられるスペースを確保するという一方で、この芝生広場等にいらっしゃる親子連れの方々の利便性を確保するということが反映状況の中に入っております。

21ページをごらんいただきたいと思っております。そのほかの管理運営の諸課題、今後検討すべき課題というところで幾つか御意見をいただいております。公園占用の基準、公園の名称、園内での喫煙、飲酒について、民間事業施設用地の活用について、多目的広場の一般開放など、そういったものについて今後、検討すべきであろうということで課題が列挙されております。

また、23ページをごらんいただきますと、管理運営への区民参画ということで、地域にとって魅力ある公園を維持していくためには、地域住民などの公園づくりへの参加を確保し、管理運営方針について共通認識を持つためのマネジメントプランを策定することで、地元へ寄与する公園を育てていくことが必要ですということで、主な意見としまして、南長崎中央公園におけるさまざまな課題を解決し、魅力ある公園に育てていくため、育てる会を立ち上げてはどうかという御意見がございました。

また、指定管理者が導入される予定でございますが、業務方針を定めるに当たって基本となる管理運営の方針、マネジメントプランを整理する必要があるというような御意見もございました。

こういったところで、今後、地域の皆様が、この公園を育てていくということで、育てる会のようなものをつくって参画の場を広げていくということが今回、確認されたというような内容でございます。

最後に24ページは公園の防災機能ということで、こちらは救援センターに指定される予定でございますので、地域防災の拠点として、どのように機能するのかといったことは、この考える会、済みません、意見交換会の中でも確認をしていったという内容でございます。

27ページにつきましては、今申し上げた今後の課題というものを整理して列挙したものでございます。

第2回定例会で指定管理者の議決をいただいておりますので、今後、指定管理者とそれから区と、それから地域の住民の方々、関係団体の方々と、そういった育てる会のようなところでまたこういった課題を検討していくというような流れになっていくというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

<PAGE="4">

○中島義春委員長 説明が終わりました。

ちょっと質疑に入る前に、初めに申し上げるべきだったんですけども、藤本委員は、きょう、監査委員としての公務が9時半からありまして、それで、そちらが終わり次第こちらへ駆けつけてくるということを御報告いただいておりますので、お知らせさせていただきます。

では、質疑に入ります。どうぞ。

<PAGE="5">

○河野たえ子委員 私、ちょっと施設用地委員会、しばらくごぶさたをしておりまして、それでこの南長崎、仮称ですが、中央公園施設について基本的なことについてまだわからないところが幾つかありまして、それで、幾つか聞いてもよろしいですか。

○中島義春委員長 はい、どうぞ。

○河野たえ子委員 1つは、最終的にその総面積というのがありますよね。総面積に対して建物はこ

ここまでできないよというのはもちろんあるんですけど、最終的に建築物が何平米になって、公園部分が何平米で、多目的広場が何平米で、そのほか通路だとか園路だとかいろいろありますね。そういう施設がどのぐらいかというのをちょっと教えていただきたいんです。

○田中施設計画課長　公園全体、全体の敷地の面積は約1万2,000平米ございます。その中で、多目的広場、屋外の多目的広場の部分が約4,600平米ございます。屋内施設のスポーツセンターの建築面積が1,500平米弱ございます。1,470平米ほど。ちょっと芝生広場の面積というのは特段出してございませんが、多目的広場の面積が4,600ということでございますので、それよりは少し狭いぐらいの面積ではないかと考えております。

○河野たえ子委員　都市施設なので、まず基本的なそういうものをちょっといろいろ見たけど、はっきりしないんです。コンセプトをつくるときには大体このぐらいっていうのは確かにあったんだけど、最終的にこの設計が終わった段階でどうなるかっていうのがどこにも、私が調べた限りだからいいかげんですけども、わかんないので、きょうはその大ざっぱなところでいいんですが、後でこれはきちっとした数字を出していただけるでしょうか。

○石井公園緑地課長　最終的には周りの道路のセットバック部分もありますし、この通路とかそういったものも多目的広場をできるだけ大きくとるといような形で通路の部分が狭くなったりもしておりますので、そういったところは最終的な部分で竣工図できちんとした面積を確定したいと、それで報告したいと思います。

○河野たえ子委員　じゃ、また確定したら出していただくと。一応、少なくとも最終報告に近いようなものなので、委託もするわけですから、そこをはっきりさせていただきたいと思っています。

それからもう1つなんですが、今、平和小学校の跡地の問題もあるんですけど、ここに意見交換会の委員も、それから、設計のときの委員にも公募の方は西部地域在住ってなっているんですよ。で、西部って何となく漠然と、私も区のいろんな計画からいうと西部地域というのは、山手通りから向こうとかいろいろわかるんですが、この西部といったときには、この場合だとどういう範囲を西部って受けとめているのか教えていただきたいんですけど。

○石井公園緑地課長　基本計画のところで東部とか北部とか南部、中央部分、西部というような形で、すんで、たしか、おおよそ環6、山手通りより西側というようなところでのとらえ方と考えております。

○河野たえ子委員　そうすると、山手通りの西側っていうと、つまり、北側は板橋との区境、高松、千川、それから、南側はこの目白通り、つまり、南長崎の端まで、こう考えていいんでしょうかね。

○石井公園緑地課長　おおよそそういうようなとらえ方で。

○河野たえ子委員　そうすると、物すごく、いろいろな施設だとか、何か今度はこういうふうにつく

り変えていくというか、いろいろ寄せたり何かしていくじゃないですか。そうしたときに、西部っていったときに、高松や千川の人たちは、この南長崎中央公園といったときには、知ってる人はなるほどと、こうなるんだけど、やっぱりちょっと遠いというイメージがあって、いろいろ話を聞いても、まあ、うちのほうは体育館があるからいいとかいろいろ言っているんだけど、こういう施設をつくるときの範囲が漠然としていて、だから、この中の意見、主な意見だとかいろいろ意見交換会の中でもいわゆる公園の名前は南長崎にしたほうがいいのかね、西部ではなくて、一番最初のたしかこれの計画ができたときは、西部スポーツセンターっていったような気がするんですけど、その名称の置き方との関係もあるんですが、最終的に名称はいつまでに決めるんですか。

<PAGE="6">

○石井公園緑地課長　　まず、条例上の名称につきましては、昨年の第4回定例会で南長崎中央公園というような形で公園は決まっておりますし、自転車駐車場につきましては、南長崎の自転車駐車場、それとあと施設につきましては、南長崎のスポーツセンターというような形で条例としては決まっております。

　　ただ、全体をどのような名称でわかりやすいものにするのかということにつきましては、公募なりで決めていきたいとは考えてございます。それは来年の開園までには決めたいと考えてございます。

○河野たえ子委員　　そうすると、条例上は南長崎っていうことになるのと、名称というのは、例えば、地域の名前をつける、つけないにかかわらず、何とかなんとかと、こうなるんですか。それとも、この条例上、南長崎っていったら、やっぱり南長崎で、これで基本的には定着というか、基本はそうなるんでしょう。そうじゃないんですか。違う名称。

○石井公園緑地課長　　この名称を決めるに当たって、条例のほうもきちんとそれに合わせてやるのか、それとか例えば、あうるすぽっとでございます。あれにつきましては条例上の名称は、あうるすぽっとではございませんので、やはり、わかりやすい名称であいう形で区民の方に親しみやすくするということもでございます。ですので、条例上はそのままいって、仮称というか、親しみやすい名前として、全体をつけるのか、それとも条例としてもう一回条例改正を行うのかということところが、これからの手続的なものだろうと思っております。

○河野たえ子委員　　ちょっとそれについては、いいですよ、愛称みたいなものをつけるのは、別に悪くはないんですけど、そうすると、基本的には条例上は南長崎ということで、中央公園ということで認識をしたということで、この話はこれでいいんですけど。また意見はまた別に言うんだけど、もう1つあるんですけど、いいですか。

　　例えば、今回のこの意見交換会の話の中で、例えば、じゃぶじゃぶ池は衛生上の利用ルールをつくるとか、動物はリードをつけるとか、動物のリードの場合、基本的には犬だと思んですけどね。でも、野良さんなんかいっぱいいるじゃないですか。そうすると、猫でもリードをつけて散歩する人ももちろんいないわけじゃないけど、猫は勝手に歩いていいですよ。そうすると、ここの議論の中で、例えば19ページの反映状況というのが書いてあるんだけど、この辺の、これは犬は着用して園路を歩くとか、そういうことは可能なんだけど、猫とかそういうのはどうするのかとか、私、読んでいてい

んなことが疑問になったわけですよ。そういう問題っていうのは、ほかにもあるんだけど、さっき言ったじゃぶじゃぶ池の利用ルール。ルール決めるのはいいんです。だけど、ここは指定管理者にするわけでしょう、じゃぶじゃぶ池も。そうすると、その人たちとの関係でルールをつくるというんだけど、じゃ、一体、指定管理者も含めて、これでいくと利用者の公園を応援する会みたいなをつくるんと言っているけれども、そのところの意見がどのぐらい、そういうところに反映するのかとか、現在決まっていなことが将来どう反映するのかとか、新しく出てきたことはどう反映するのかっていう、その辺の基本的なことがよくわからないです。それで、具体的にはそういうことは、話し合いの意見交換会の中で出ているんでしょうか。

○石井公園緑地課長 前回の基本計画の中のところで決め切れない積み残しになっていたものを今回の3月までのところでの4回でやったわけなんですけれども、それでも、やはりこれは指定管理者と一緒にやっていかないと、この意見の交換会だけでは決められない問題もあります。今回、第2回定例会で指定管理者が決定いたしましたので、実際の運用の中のところ住民の意見をどう入れていくのか。それとあと、区民参加の部分をどのような形で取り入れていくのかということが非常に大切になってくるだろうと思います。

先ほどの動物の部分というのはかなり問題になるところでございまして、新宿区は、公園の中に犬を連れてはいけないというような形で全部シャットアウトしてございます。で、23区の中でリードをつけて公園の中に入れてもいいのは豊島区だけというような形になっています。

ただ、実体上は実際には皆さん連れて歩ったりしているわけですので、実験的な形で二、三の公園で開放しているというのが実情でございます。

うちが今回のもので参考にした文京区の目白台運動場につきましては、一部に犬が歩けるようなドッグランみたいなスペースはつくっているんですが、それ以外の運動施設についてはすべて犬の連れ込みができない形にしています。やはり、散歩のときに、犬だけ別のところに置いていくわけで、最近公園の入り口とかそういったところに犬をつないでおくフックみたいなものがある国営公園とかそういったところがございすけれども、なかなか身近な公園ではそういったのが難しい。

実際に、マナーを守れない方もいらっしゃいます。そういうところを地域の方と一緒にどう解決していくのかというところはそういう場を設けて、1つずつ発生した問題とか、こうしたら公園が利用しやすいんじゃないかという話し合いの場を設けてやっていけませんと、今、想定しているものでもこれだけありますし、実際に想定以外のものも出てくるだろうと思います。そういうところを地元の方とか利用者の方とか、話し合い通じて公園を少しずつ育てていく形にしていきたいと思っています。

実際のところはいろんな団体が出てきて、自分たちの利益も主張されるかと思うんですけれども、そこをまた行政がある程度イニシアチブをとらなきゃいけないと思うんですが、調整をしていきたいと考えております。

<PAGE="7">

○河野たえ子委員 私、指定管理者の問題については、この間の一般質問でもうちの補正予算のところ渡辺議員がやりましたけれども、要は、全面的に1つの施設を指定管理にするのではなく、複合施設を全部まとめて指定管理者にするわけですよ。そして、一応、コンセプトなんかは私はいいと思うけど、本当にそれがこの当初掲げられた、住民が使えるような安心して使えるようなそういう公園に

するっていうことになってくると、まだまだこの結果、意見交換会の資料だとか、それから、設計検討会議の最終報告を見ても問題がたくさん残っているんです。この問題がたくさん残っているものを実際にどういうふうに地域や利用者の声を反映しているかっていうことになると、多目的広場だけじゃなくてプールだとかスポーツ施設だけじゃなくて、公園そのものの利用もいろんな問題が残ったままになっていて、そして、そうすると、南長崎中央公園を育てる会というのをつくることになると、ここの会が物すごく重要な役割を果たしてくると思うんです。

それで、単に、指定管理者だとか区だとかじゃなくて、住民の声がどれだけ反映されるのかっていうのは、この報告書だけでは、はっきり言うとはよくわかりません。ちゃんと担保されているかどうかもわからないんですけど、きょうのこの報告書だけではわかんないけど、その辺を、今後、やはりきちんと確保できるような、そういう内容をぜひつくってってもらいたいと思うんです。そうじゃないと、これが絵にかいたもちになっちゃうし、利用したくても利用できないとか、私たちは使えないとかいうような部分が出てくる。パブリックというのは、そういうものがきちんと野方図によ、野方図にいかげんに使っていいというわけでありませぬけれども、だけどやっぱり、だれもが平均、公平に使えるっていうのが基本ですから、それが阻害されるようなことのないようにぜひしていただきたいと。また、こういう会がこれからつくられて、実際に検討されていくわけですから、それについてはまたきちんと報告をしていただきたいということ。

とりあえず終わります。

<PAGE="8">

○此島澄子委員 私も若干、基本的なことも含めてお聞きしたいんですけど、この2ページの最終報告に当たったの中にもありましたけど、本当に豊島区の中でもユニークな、ユニークなというか、有数の規模とクオリティを持った形のものということで書いてありますけども、本当に豊島区ではこれだけの広さで屋外スポーツ施設と合わせてというのではないかなと思うんですけども、今回、これ整備するのに、これだけの公園施設だと都市公園に1万平米はないから、そういった補助金は受けられないのかなと思うんですけども、体育施設のほうは今までのように文科省ですか、補助金とか使えるかなと思うんですけども、公園のほうは何か補助金とか使えたのか。小さな公園であれば、いろいろな遊具を設置すれば補助金というのがつくかなと思うんですけど、その辺はどうだったんでしょうか。

○石井公園緑地課長 これは全体が公園というような都市計画公園であり、都市公園ですので、その体育施設も含めて公園という形で補助金をいただいております。

○此島澄子委員 じゃ、その補助金は何ていう名前の補助金なんですか。

○田中施設計画課長 社会資本整備総合交付金という名前でございます。

○此島澄子委員 基本的には、補助金どのくらい、幾らぐらいというのをちょっと教えていただけますか。

○田中施設計画課長 済みません、全体経費の中で、その補助金の交付金の対象として認められる経

費のうち、基本的には2分の1が対象、対象といいますか、交付されるという内容になっておりますが、ただ、今回3.11の大震災の後でその交付率が下がるような見込みで、何ていいますか、国から内示がありまして、今年度、来年度につきまして、来年度といいますか、今年度以降の交付率については下がる見込みでおります。ですので、まだ全体の交付額というのが決定していないところでございます。

○此島澄子委員　そうすると、交付額が下がるということもありますけども、大体何年ぐらいでこれ全部ペイする予定で大体見積もっていたのかという部分で、指定管理者が数年後に再契約という形になるんですけども、その際、構造的なものは区でまた見ると思うんですけど、そういったことも含めて、今後の何ていうんですか、維持補修経費とかそういったものも、そういう部分でも補助金というのは出るかどうか。どうなんでしょうか。

○金子財政課長　維持補修の部分の補助ということですが、決まった制度は特になくと思います。維持管理につきましては、箱の部分、地べたの部分、両方とも基本的には自前でやる。で、指定管理という形になっておりますけども、基本的には使用料がそこに発生しておりますので、その中でできる限りペイしていくということですが、今までの例を見ますと、スポーツ施設、あるいは屋外施設ともに全部をそれで賄うという形にはなってはおりませんので、いわゆる通常の一般財源からの投入というのは維持管理にはかかっていくとは考えております。

ちょっと先ほどの建設に関して補足させていただきますと、国庫補助についてちょっと厳しい状況は今御説明申し上げたとおりなんですけれども、これには別途、いわゆる1ヘクタール以上の公園という、豊島区ではちょっと珍しいんですけども、ようやくこういうものができましたので、それだけではなくて都市計画交付金も裏で入ってきます。さらにそれがカバーできない残りの部分につきましては、財調制度の中での対応補正ということで、特別に加算額が来ますので、こういうプロジェクトを維持できたということになっております。

○此島澄子委員　じゃ、今のところ、何年ぐらいで全部ペイできるかっていうのは全然わからないという。

○金子財政課長　ペイといいますか、いわゆる建設費については、建設の部分につきましては、そういうことなので、一部ちょっと資金繰りの関係で起債も立てる予定はございますけれども、その分はいづれ財調の関係もありまして入ってくるので、基本的に一般財源、区税には御負担かけないのかなと。

問題は維持管理ですけれども、この部分はどういうサービスレベルを提供できるかということもありますし、使用料というものも100%それでもってするというものではありませんので、サービスコストの比較の中で考えていくものだと思っております。

あと、この後の議題になるとは思うんですが、ここの場合は敷地全部をとということではなくて、公園部分を今のようにつくったと同時に、民間事業の施設用地ということでの活用もまた検討されているようにございますので、そういう部分も含めて財源を対策していこうという活用に立っているかと思いません。

○此島澄子委員　　私たち、区民にわかりやすく言わなきゃいけないんですよ。どのくらい、幾らかかって、補助金もこのくらいあって、それで、何年ぐらいで大体返済が終わるんですというのが指定管理者にもお願いしながら、これから区のほうもそういった維持補修費も貯蓄していくのかなという部分がありますけど、そういうのをわかりやすく言わなきゃいけないので、ざっくりとでもいいから言っただけですか。

○金子財政課長　　済みません、進行中ということもあり、先ほどもちょっとお話ししたように金額がそもそもちょっと定まっていないところがあるわけです。ですので、補助金全部で幾らっていうように確定しましたら、おっしゃるとおりで全体が幾ら、そのうちの何%、何%はこう処理しましたと御説明もできるように用意したいと思っておりますが、いずれにしても、建設の部分、それから運用していく部分、補修も入るかもしれませんが、分けますと、建設に関しては大きな負担はないように考えているということです。

それから、維持管理につきましては、ちょっと何%になるのかは指定管理の金額、それからそこに入ってくる使用料との見合いが決まりませんとちょっと現時点では申し上げられないんですけども、どのぐらいの区税を投入しながらやっていく施設になるかというのはもうちょっと指定管理の金額が決まりましたら決まってくるのかなと考えております。

○此島澄子委員　　わかりました。そうしたらそのときに教えていただきたいと思います。

あと、自転車の台数450台ということなんですけども、かつて豊島プールがあったときに、中野区、新宿区から四十何%ぐらい豊島プールに来ていたというものがあるんですけども、今回のこのスポーツ施設もそういった隣接する区がたくさんございますから、いろんな人が来るかなって、自転車で遠くからも来るかなと思うんですけども、やっぱり近隣の方たちに迷惑をかけてはいけないし、450台でやってみなきゃわからないのかもしれませんが、その辺をどのように考えているんでしょうか。

○田中施設計画課長　　いろんな想定はしているところではございますが、委員御指摘のとおり、やってみなければわからないという部分も相当数あると思います。一番混み合うと考えられますのが、例えば、夏休み期間の子どもたちが自転車で来る場合ですとか、それから、区民大会などが開催される時とか、そういったときは450台で賄い切れるのかどうか。賄えるとは想定してはございますが、万が一賄えなかったときのために、例えばエントランスプラザとか、そういったところでロープを張ったりして臨時の駐輪場にするとか、そういったことで対処するというような補整策といいますか、そういうことを考えて対処していきたいと考えています。

○此島澄子委員　　わかりました。先ほど河野委員が言われていましたけど、やっぱりこの施設、東長崎駅からも椎名町駅からも15分ぐらい徒歩でかかりますし、本当にそういった大会といったときに障害者の方もあっちこっちから見えると思うんですけども、やっぱりその足というのが一番大事だなと思うので、区民の方たちが行きやすいような足の確保という部分では、今後も本当に検討していかなきゃいけないかなと思いますけど、育てる会の方たちの御協力もありまして、本当に期待できる公園がこのように整備されたことは大変喜ばしいことだと思っております。

以上です。

<PAGE="10">

○星京子委員　　まず何点か伺わせていただきたいと思います。先日、ある委員会で現場を視察をさせていただきました。本当に実際に自分の目で確認をいたしまして、豊島区にこんなすばらしい公園が間近にできるんだなということで胸を熱くした段階でございます。

まず、この委員会の皆さんが重なる検討をしていただいて、今回の最終報告ということで本日の資料を拝見しておりますが、この中でいろんなもちろん今後の課題や、それから管理運営について記載をされているんですが、まず一番気になる1点目としては、この施設利用料金ということについてこの中では表記されていないんですが、それについては今現状どのように進めているんでしょうか。

○岡田学習・スポーツ課長　　公園というよりはスポーツ施設という観点から御答弁申し上げたいと思っておりますが、現在、条例上で決まっているこのスポーツ施設の料金がございまして。今の指定管理者からもこの料金のほかに時間帯の御提案ですとか、またあとこの施設の中で自主事業を展開するということを考えておりますので、そういった料金は、その自主事業料につきましては条例に拘束されることなく、利用の状況に合わせて設定することが可能でございますので、そういった形で多様なメニューを展開しながら利用料金を設定するということになってございます。

○星京子委員　　公園の中で屋内施設についても温水プールがあったり、トレーニングルーム、そして、屋外についてはきょう報告を受けたように夜間照明を兼ねてフットサルコートをつくったりということで、今もう間近に迎えている公園についての料金についてまだ発表はできないということですか。

○岡田学習・スポーツ課長　　料金については指定管理者の議決を2定でいただきましたので、基本的には、基本料金についてはこの条例上の料金でいきたいと考えてございます。ただ、施設とか複合的なものもございまして、プールがあったり、体育館があったり、トレーニングルームがあったりということがございますので、こういった料金については指定管理者と協議をしていくということになってございますので、そういう料金につきましてはまた決定次第報告したいと思っておりますけれども、基本的には条例上の料金ということで御了解申し上げたいと思っております。

○星京子委員　　その条例上の料金というのが多分前回、議運でも伺った、施設2時間600円等のその料金というのは本当に他区に比べて高いですよ。新宿区でさえも400円とか、それから練馬区では1時間制をとっていたりということで、多分この大江戸線を利用して練馬から来る方、わざわざその金額を払ってまでこの公園、新しい本当に施設稼働率だと思うんですね。そこまでは金額的な部分、これからぜひ考慮していただいて、他区とのバランスとか、やはり利用する側に当たっての今後、施設運営、それからこの稼働率の問題も含めてぜひ検討していただきたいと思います。

○岡田学習・スポーツ課長　　施設の利用料金につきましては、現在、使用料PTというPTの中で検討を図っている、図るような形で料金を決定するという仕組みになってございます。施設の全体の維持管理経費をどういった形で賄うのかということと、受益者負担という観点から今の料金設定がされてい

るわけでございます。こちら新しい施設でございますので、今後の利用の形態とか、それから需要状況とかいう形も当然考慮しなければいけないと考えてございます。

現行の制度で申しますと、条例があくまでも上限で、その上限の金額以下に指定管理者で料金が設定できるというものでございます。実際上は、指定管理者が収支バランス等をかながみて、それこそ経済状況、経済の何と申しましょう、経済原則に基づいて相当程度金額を決定するということになってございます。現状と申しますと、今、条例上の料金ということは何回か申し上げてございますけれども、そういう料金になっているというものでございます。

施設によっては、先ほどちょっと御答弁途中でお話し差し上げましたけれども、幾つかの施設の料金を一体的に展開すると。例えば、池袋スポーツセンターとかはこういった料金にしております。また、1カ月4,000円という形で、これは巣鴨体育館で行っているものでございまして、こちら南長崎中央公園のスポーツ施設のほうでも展開していきたいという御提案がございましたので、そういったプログラム、あるいは料金形態の工夫といったものでいかにこういった施設の利用率高めるかといったところは今後、指定管理者の腕を見てみたいと考えてございます。

<PAGE="11">

○星京子委員　ぜひ使用料金については御検討お願いしたいということを深くお願いしたいと思えます。

それから、もう一点でございます。今の整備状況、スケジュールを拝見いたしますと、一応4月に開設するということですが、今、区制80周年ということも含めてこれをもう少し今年度にと、この開設に当たっては、それは工事の進み具合も含めて4月というのは決定になっているのでしょうか。

○岡田学習・スポーツ課長　こちらは新しい施設でございまして、1月中に竣工が終わって引き渡しを行うものでございます。その後、備品の搬入とかさまざまな運営の準備をするということもございまして、一定期間の猶予が必要かなと考えてございます。ただ、4月からは一般の方の御利用ということを考えておりますけれども、その前の段階として3月中にオープニングセレモニー等、内覧会とか、そういった形を考えてございます。ただ、さまざまな準備が必要ということがございます。本日も御説明の資料の中にもありますとおり、こちら新しい施設ということで、いろいろな課題もあるということもございまして。また、利用者の、下のほうのいかに利用できるかといったさまざまな問題、さきの議員協議会でも並行施設等の利用者の調整ということも課題に上ってございましたけれども、そういったもろもろの問題もございまして、今のところは4月の一般の方の共用ということを考えているところでございます。

○星京子委員　私たち水泳をする人間にとっても、本当に豊島区の中で温水プール、待ちに待った施設なんですね。区民大会等今いろいろ検討中でございまして、この3月のこのオープニングセレモニー等を含めてそのこけら落とし的な部分でも、ぜひそういう利用者の、それから各団体の意見も十分に吸い上げていただきたいということを希望いたしまして、終了いたします。

○古坊知生委員　いろんな質問がありましたので、私からは、お話、内容も聞かせていただいて、地域の方々、あるいは公募の方々等々も含めまして、本当に利用者の目線に立って議論が交わされ、そし

て、その内容も極力反映していこうという中で、本当に胸がわくわくするような施設ができ上がるな。視察も分けて2回もさせていただきましたので、直近のほうでは工事が大分進んできているな、非常にうれしく感じているところでございます。

いろいろとありましたけれども、私がちょっと関心を持っているのは、6ページの②の屋外施設の下に継承施設というところがあります。御承知のとおり、長崎中学校の跡地でございますので、その記憶を継承する記念碑という形で書いてございますけども、卒業生の方々、やっぱり深い思い出がある場所なんだろうなと思う中に、この具体的なその議論というのはどういうところになっているのかというのを、進んでいるところでお知らせいただければありがたいんですけども。

○田中施設計画課長　こちらの継承施設につきましては、委員の中にお入りもいただいておりますが、同窓会、長崎中学校の同窓会から御要望があったものでございます。特に、この意見交換会の中で積極的な御議論があったということではございませんが、同窓会の方から委員から継承施設、記念碑をつくってほしいという御要望がございまして、そのデザインについても同窓会に図りながらつくってきたというようなことでございます。

具体的には芝生広場のあたりにそういった施設、施設といいますか、記念碑を設けたいということで今検討しております。

○古坊知生委員　そうしますと、それは具体的につくるとしましても費用とかがっていのはどうなっていくんでしょうかね。

<PAGE="12">

○田中施設計画課長　費用につきましては公園の整備の、整備費の中から捻出をいたしますので、そんな何百万もかかるようなものではございませんので、公園の施設の中で賄ってまいりたいと思っております。

○古坊知生委員　ありがとうございます。別にコストカットしろというところではございませんが、昔学んだ場所というのは、やっぱり卒業生にとってみれば本当に深い思い出のある場所だと思いますので、そういう記念碑なり何か残るものがあるといいのかなと思ひまして、いい御提案だなということで、ぜひとも地元の方々の御意見を参考しながらいいものをつくっていただけたらなと思ひました。

それとあともう1つ、先ほどから区民参加という、参画ということで議論がありました。私の中でちょっとイメージがわからないんですけども、これは育てる会を立ち上げてはどうかとかいろいろとあるんですけども、この魅力ある公園に育てていくという中で、もちろん指定管理者のところでも具体的な方針を立てていく、その中にその方針をつくるところからも参画していくということなんですかね、まず。そういった意味での区民参画ということなんでしょうか。それとも、その方針というのができて、その後具体的にところで御協力していただくってそういうことなんでしょうか。

○石井公園緑地課長　まず立ち上げの段階から指定管理者を交えてお話をしていくということが大事だろうと思っております。実際に維持管理とかそういったものにつきましては指定管理者にお願いはしているんですけども、どのような中で区民参画のプログラムができるのかと。で、あとは、地域

として、例えば、イベントとかそういったものとか、フリーマーケットみたいなものをやったりとか、そういうようなものを指定管理者と一体となってやっていけるのかとか、そういうようなさまざまな参画の仕方があろうかと思えます。他に単に公園を借りてやるというんでなくて、そういうような地域にとってここがいろいろな人たちの、まちの人たちの集まる拠点とか、お祭りとか、いろんな季節ごとのイベントとか、そういったものの開催場所として親しまれるようなものにしていくにはどういうことができるのかというところをお話の中でやっていければなど。

そういう中で、例えば、夜間閉鎖の施設ですので、例えば、キャンプ体験とかそういったものもやってやれないことはないだろうと思えます。そういうようなものもプログラムの中でやれないかなというところでの、それは地元からの御要望とかそういったものもあろうかと思うんですけども、いろんな活動の仕方のところでお話し合いでこういったこともできるんじゃないかとか、そういったことがこれからのもので最初から入っていただければと思っております。

○古坊知生委員 よくわかりました。それで、じゃ、具体的にこの公園、芝生広場、公園を使ってイベント、行事を行いたいとなったときに、これは申し込みっていうのは今までどおり区のほうにするという形になるんですかね。それとも指定管理者。どういう形になりますかね。

○石井公園緑地課長 貸し出しとかそういったものにつきましては、まずは指定管理者にお任せするような形になりますけれども、いずれにしても一、二年ぐらいはやはりきちんと離陸するまでは、行政もちゃんと入って調整はしていかなければいけないと思えます。最初から全部お任せというわけにはなかなかいかないだろうと思えます。

また、やはりこういうような運動施設で他区もいろいろ指定管理者で出されているところもありますので、どういような区民とのかかわりをやっているのかというところはまたいろいろと情報収集しながらやっていきたいと思っております。

○古坊知生委員 ありがとうございます。そうですね、これだけの広場を有効的に活用してもらえようにするためにも、やっぱり区民の方々の御意向というものをしっかり反映できるような形で指定管理者とも最初から打ち合わせに入りながら、そういったことで区民の立場に立って区もサポートしていただけたらと思えます。

以上です。

<PAGE="13">

○堀宏道委員 この最終報告を見て、公園の利用に関して、また、あり方に関してこれだけ区が丁寧に地域住民の意見を反映して取り組んでいる姿勢は、私は大変に評価されるべきだと思っております。

やっぱり地域の意見を取り入れることによって、今、話にもありましたけれども、この南長崎中央公園を育てる会というものも、これだけ自分たちも意見を言ったんだから、やっぱりそこに責任を持たなきゃいかんという自覚も、地域の自覚も出てくるんだろうなと思う中で、ぜひそういった意味では育てる会を結成していただいて、地域の住民に愛される公園となるように取り組んでいただきたいと思っております。

そこでお尋ねをしたいのは、この話し合いの論点の中にホームレスに対しての論点が出てきてないん

ですね。夜間閉鎖をするということで、そういったことも想定をしてないんだと思うんですけども、ホームレス対策というのは、この論点の中には一切出てこなかったんでしょうか。

○田中施設計画課長 池袋からは若干離れているということもありまして、このあたりにホームレスの方がどれだけいらっしゃるかと、こういう公園をつくった場合に訪れるかといったところが、そんなに想定していたわけではございません。

ただ、公園の夜間閉鎖をしてほしいという住民の中からは、住民の中からはホームレスというわけではないんですが、公園で寝泊まりをする場合もあるだろうと。そういった方がいると、治安的にもよくないと、怖いので、そういったことはさせないように閉鎖をしてほしいというようなことで前々から御意見をいただいていたところでございます。

○堀宏道委員 仮に、昼間の時間帯に入り込んで、夜間の閉めるときにも、いや、おれはここにいたいんだと言って仮にいた場合に、強制力をもってこれ退去させることってというのはできるわけですか。

○石井公園緑地課長 一応夜間は閉鎖というようなことですので、やはりある程度促して外に出していくというような形をやらなきゃいけないだろうと思います。それでもやはり出ない場合につきましては、やはり警察と一緒に来て指導していくしかないだろうと思います。

○堀宏道委員 そうすると、入れないようにするために公園の周りの外周のさくというのは乗り越えられないようなフェンスみたいなのは構築していくという考えなんでしょうか。

○石井公園緑地課長 ただ、やはりここ自体が防災公園というような位置づけでつくっておりますので、むやみやたらに高いさくをつくろうというようなことだと、いざというときの避難が大変厳しいだろうと思います。大体1メートル20とか1メートル50とか、乗り越えようと思えば乗り越えられるぐらいのさくにしまして、夜間当然閉鎖ですので、夜間立ち上がった場合につきましてはやはり警察なりへ通報をして、排除を助けていただくというような形をとろうかと思っております。

○堀宏道委員 地域住民の皆さんの御意見ごもっともで、夜の8時ぐらいに閉鎖してほしい、朝は通路についても5時ぐらいということで、切実な願いだと思うんです。というのも、御存じだと思うんですけども、うちのほうの西池袋の税務署の前の公園なんかは、そういうことがないもんですから、夏になれば花火はバンバン夜中まで鳴らしたり、酔っぱらって奇声を上げたり、それから、ホームレスが居ついちゃって、幾ら住民が行政にお願いしてもなかなかちが明かないとか、そういったものがずっとあるんです。だとするならば、じゃ、うちの公園もこういうさくつくって、8時ぐらいまでに、これと同じように地域住民で協議をして、公園のあり方検討会というのをつくって、そういったことを地域住民が望むんだならば、そういうことが可能なのかどうか。一般の防災公園と公園が違うんだっていうんだったらそれはそれで仕方ないんですけども、そういうことは可能なんでしょうか。

○石井公園緑地課長 基本的な部分、公園については24時間オープンというようなところでやって

いるんですけれども、いろいろ区民の森とかそういうような見通しがきかないような施設とか、今回こもやはり、目白通りからレベル差が2メートル以上あったりとか、そういう非常に見通しがきかない施設でございます。そういうようなところも地元の方々の要望を得て、やむなく夜間閉鎖というような形をとっております。そこはやはり、いろいろ公園等も最近迷惑施設として非常に御迷惑かけております。ただ、中に普通にいらっしゃる方につきましては、それはなかなか強制排除できないというところは人権の問題もありましてなかなか難しいところでございますけれども、ただ、地元の大きい声がありましたら、どちらをとるかということもございすけれども、やはりそういうふうに閉鎖やむなしというような状況であれば、それはある程度、夜間閉鎖をせざるを得ないというような場合もございす。

実際に新宿区の歌舞伎町の中にあります約3,000平米ぐらいの公園につきましては、やはりさまざまな問題で夜間閉鎖をせざるを得ない形で夜間閉鎖しているところもございす。ただ、それなりに各区の事情を見ますと、やはりいろいろ諸事情あって、地域のさまざまな御要望があるとか、そういうような治安上の事件が起きたというようなものに限って夜間閉鎖となっているようなところもございまして、それは非常に少数でございす。

<PAGE="14">

○堀宏道委員 何をもって、事件性がなかったらということではなくて、やっぱり毎年のように繰り返される花火だとか爆竹に似たようなものが公園でやられたり、事件といえば、これはもう殺人事件ではなかったですけども、噴水があってその上で人が死んでいたということがあったわけですよ、あそここの公園で。やっぱりそれが問題になって、なくなっちゃったのですけども、さまざま地域住民は、私が議員になってからもう十何年、かれこれ十何年ですけども、ずっとホームレスのことについては訴え続けてきたし、また、花火やいろいろな騒ぎが起り得るような場所に位置しているの、そういった意味ではぜひ対策を考えていきたいなと思っておるんですけども、そういった意味では先進的になっていか、役割を担う公園なのかなと。午後の8時で閉鎖になって、やっぱりそこが使えないということになると、地域住民としては安心してお休みできるんじゃないかなという意味では、私はすごくいい公園になるなと確信をしておりますし、これが新たなこれからの公園のあり方について、先進的な役割を果たすのかなと期待をしておるところでございす。

ぜひ、こういったいい公園がつけられるわけですから、はぐくむ会でさらなるブラッシュアップをしてもらって皆さんに愛される公園となるように御努力いただけたらと思います。

以上でございす。

○藤本きんじ委員 済みません、ちょっと遅刻しまして申しわけありません。もし、もう御説明あったり、御意見として出ていたら大変恐縮なんですけど、防災という観点も含まれていると思うんですけど、こちらの公園というのは将来、何ていうんですか、防災訓練みたいなものもやっぱりやるんでしょうか。よく学校なんか使ってやりますけど。

○田中施設計画課長 オープンの後は救援センターとして使いますので、同じように訓練などで使ってもらいます。

○藤本きんじ委員 そうすると、やっぱり防災訓練となれば大規模な訓練にもなろうかと思ひますし、

以前、長中跡地だったころも防災訓練、ここでたしか第5地区というか、かなり広い、北区とか板橋区なんかとも合同でやったような記憶もあるんですけど、そういう結構以前の長中跡地だったころのようなあいう大規模エリア的な訓練なんかも考えていらっしゃるんでしょうかね。

○田中施設計画課長　きょう防災課長がおりませんが、大規模なものが中学校のときと同じようにできるかということについては、まだ検証中だと思いますので、この場ではちょっと。できるかできないか、やるかやらないかっていうところは判断はまだしていません。

<PAGE="15">

○藤本きんじ委員　今後、そういうことも議論になろうかと思いますが、やはり、少し大規模な防災訓練となると、土曜、日曜ということにもなろうかと思いますが、やっぱりこれだけの施設ですから、土日の利用者が殺到することはやっぱり簡単に想像できるんですけど、その辺は利用者に早目にお知らせしていかないと、使いたかったのにというようなことにもなろうかと思いますが、今後の課題だと思いますので、その点もぜひ御検討いただきたいと思います。

それと、先ほどちょっと古坊委員からもありましたけど、出ていたら申しわけないんですが、公園という位置づけになると、占用許可というものがやはりあって、最後のほうの課題の中にも出ていますが、占用のあり方をどうするかというので、例えば、うちの近くでも桜祭りだとか、もちつきだとか、夏休みのラジオ体操会みたいなのはやっぱり公園の占用許可をとってお借りして、町会の親睦というような形も含めてやるんですけど、そういうものっていうのはこれ、やっぱり占用許可出したからグラウンドまで全部使えるというわけにはいかないと思うんで、エリアを指定したり、ある程度、ここにもありますけど、動物の入れる場所と入れない場所を区別するとか、そういう少しテクニカルな占用許可というのが必要になってくるんじゃないかなと思うんですけど、その点はどうか今後検討されるんでしょう。

○石井公園緑地課長　やはり、例えば占用許可というような形では建物と多目的広場、それとあと公園部分というようなところ3つに大体分かれてくるだろうと思います。当然、スポーツセンター部分と多目的広場というのは貸し出しがあるわけなんですけれども、そういうようなところで、例えば地域としてのそういうような行事とか、本当に町会としての大事な行事を、例えば年間で優先的にやるような仕組みを入れるのかっていうようなところが1つございます。

ただ、多目的広場につきましては、やはり少年サッカーの試合ができる区内唯一の施設ですので、恐らくかなりの利用度にはなるだろうと思いますので、恐らく空きは、貸し出した後の空きはほとんど出てこないだろうと想定はしてございます。

そうなりますと、やはり公園部分での占用と。そうなりますと、その部分をすべて使ってしまうというような形ですと、周辺に周知もしなければならぬというところは当然必要になってくるだろうと思います。

○藤本きんじ委員　今後の課題だと思いますけど、その辺、やはり町会とか地域のいろんな団体の方なんかは近所の公園だと私たちの公園というイメージもやっぱり多少あるかと思いますが、そういう意味ではかなり遠くからもいろんな人が訪れる公園になろうかと思いますが、その辺の調整もまた今後の課題だと思いますけど、ぜひ、そごがないようにしていただきたいと思います。

それで、今、ちょっと課長からも出ましたけど、公園という位置づけと運動施設という位置づけがあって、これは公園だと今のような占有許可で、ある意味ただで使えるという部分もありながら、グラウンドというか、指定管理者が入って有料でその公園を貸し出すという、それは何か条例上とかその辺のそごはないようになっているんでしょうか。どういう位置づけになるのか、その占有と有料貸し出しの違いというのは同じ公園内でどういう区別をされているのか、ちょっとそこを教えてください。

○石井公園緑地課長　公園の中での有料施設という扱いですので、1時間幾らとかそういう貸し出しというところになります。ただ、今後のちょっと問題点が1つございまして、毎週今のところ水曜日を予定しているんですけども、水曜日と、それと月に土曜日と日曜日を1回ずつという形での地域に対しての自由利用という形をとってございます。そこに、じゃ、自由利用ですからお金がかからないから、そこを貸してほしいという形になってしまうと、地域の方々の自由利用ができなくなってしまうと。占有許可みたいな形ですと、一般利用を排除するような形になってしまいますので、そこをどう調整していくのかは、やはり今後、指定管理者等も交えて貸し出しの仕方とかどういう形にするのかをやりませんと、公平な利用とかそういったものができなくなってしまうところがございます。そういったところの問題点を解決する必要はあろうかと思えます。

<PAGE="16">

○藤本きんじ委員　わかりました。いろいろ今後やはり、いろんな意味で、こういう公園として整備して運動できたりとか、有料で貸し出したりというこういうケース、ほかにもまだ十中だとか高田小の跡地だとかいろんなケースでそういう似たような状況って発生する可能性があると思いますので、ぜひこの長中跡地の公園でその辺のルールづくりがうまくできるようにしっかり御検討いただきたいなと要望して終わります。

○吉村辰明委員　もう時間も大分進んでいるので、簡単にやらせていただきますけども、平成20年ごろのスポーツ施設の構築中間まとめっていうのがあったと思いますけども、当然、現在完成しようとしている南長崎中央公園は、当時は西部スポーツセンターということでの扱いで話が進められておったと思います。当然、これ防災機能という重要なポイントが入ってくるので、あえて南長崎中央公園という名称をつけたんだと思いますけども、西部スポーツセンターという名称はどっか行っちゃったのかな。そこら辺、ちょっとまず聞かせてもらいたい。

○田中施設計画課長　平成20年のこの公園の整備の基本構想を発表したときに、さまざまな事情ありまして、西部スポーツセンターという名称、位置づけというのは、そのときに外したというような状況でございます。

○吉村辰明委員　大変すばらしい施設ができるので、豊島区にとっても、本当に我々区民の喜びとする施設になるわけですけども、その対比として東部スポーツセンターというものがこの辺にあったわけですね。我々東側議員といたしましては、この西部スポーツセンターが完成されることによって東部にも力がぐっと向いてくるのではなかろうかという期待を込めて待機しているところでございますけども、巣鴨体育館も近々云々のお話も出てきています。何ったって、もう昭和47年のものですから40

年たった体育館ですからね。改築は当たり前のことですが、もう一方では、朝日中学校跡地を東部スポーツセンターへという話題があったわけです。ところが、もう十年以上たとうが何しようが、あそこの中学校はあれ使う、これ使うで、今度は結局、巣鴨北中学校の改築の仮校舎ということで、また延々とスポーツセンターの夢は遠のいていくわけでございますが、ただ、構想上ではまだちゃんとスポーツセンター構想というのは残っているわけですね。西巣鴨体育場プラスそれに合わせてのスポーツセンター、今回の南長崎中央公園ほどのものはつくれないことは百も承知でございますけども、そこら辺の夢を、期待を持てるようなことをちょっとお話し聞かせてもらえればありがたいと思います。

○吉末文化商工部長 豊島区におきましては13.01平方キロメートルということで、面積が狭小かつ平成20年の5月には日本一の高密都市になった、そういう経緯がございまして、区民の皆様には大変スポーツ施設が不足しているということも、これも数字としては23区の中でもスポーツ施設の1人当たり面積が非常に小さい、そういうような結果がございまして。

そうした中で今御指摘の東部スポーツセンターでございますけども、これにつきましては、現在、先日の議会でも建築担当部長のほうから、そういう構想を捨てたわけではないという話があったかと思っておりますけれども、我々といたしましても現状のスポーツの状況をかんがみますと、国のほうでも平成22年の8月にはスポーツ立国戦略というものが出されまして、それを裏づけるような形で昨年の8月にはスポーツ基本法が制定されまして、その中でスポーツ権の確立、それから、国や地方自治体の責務というのが明確にうたわれている状況でございます。

そうした中ではこういうような経済状況でございますし、また、巣鴨体育館の改修、そういうような状況もございまして、年度を明らかにして計画を立てるといのは今非常に難しいような部分もございまして、今申し上げましたような状況を踏まえまして、我々といたしましては、区民の皆様にも少しでも身近にスポーツができる施設の整備ということは常に考えていきたいと思っております。

<PAGE="17">

○吉村辰明委員 この間の子ども文教委員会では、議案の折に東側区民を気使って、アクセスの方法をしっかりと明記しろなんていう発言もさせられた南長崎中央公園、行く方法として東側からどうやったら行けるかなんていうんで、バス路線があるんじゃないかというようなことでの発言もさせていただいた次第でございますけども、今、申し上げたように、当然、東に何かどこへつくなんて、空き地があるわけじゃないし、なかなか大変なことで、これから知恵を絞らなくちゃいけないところですが、総合体育場にしても、きれいな人工芝に張りかえてもらったり何かいろいろしている中で、どうしても、あれは何ていったらいいんだろう、卓球場等々が入っている施設、もう大変老朽化して、トイレもだし、私も弓道のお手伝いさせていただいている中で、規格外の弓道場ということもあって、皆が早くあそこを何とかしてほしいなって期待を持っているところでございます。

別に、あした、あさってやれということではないけども、ぜひ話題の中には東側のこういった体育場、スポーツ施設を、等々も常に区民が期待を抱けるような話を浮かべながら進めていっていただきたいなと思っておりますけども、そこら辺だれか、もう一回ない。

○岡田学習・スポーツ課長 スポーツに参画される方の人口というものも年々高まっているということと、健康に対する考え方というものもございまして、また、介護予防という視点もございまして、スポ

ーツに参加するということの意義が、ただ単に余暇の時間を過ごすという以上に、そういったスポーツ意義というのは高まっていると認識してございます。

スポーツに参加される方の活動の場とか機会ということをどういった形で提供していくのか、どういった形でスポーツの施策全体をどう考えていくのかということをおどもも現在置かれた、私に課された宿題と考えてございますので、その中にはそういった環境整備も当然、検討の要素になると考えてございますので、そういったさまざまな課題について考えながらスポーツの振興に取り組んでいきたいと考えてございます。

○藤本きんじ委員 済みません、部長と課長から大変心強いお言葉いただいたんで、先ほど吉村委員からもありましたけど、旧朝日中と旧高田小の2つぐらいしかもなかなかスポーツ施設に転用できるようなところもないかと思えますけど、西側は今度また十中も整備される予定になっていますし、やはりバランスということではないんですけど、ぜひスポーツ施設の拡充していただきたいと要望して終わります。

○森とおる委員 済みません、案件がもう1つ残っておりますので、手短かにさせていただきます。

芝生広場を園路といいますか、通路が取り巻いておりますけれども、ここで17ページの図面がいいかなと思うんですけども、じゃぶじゃぶ池を下にスポーツセンターのほうに下っていくと、その通路に接しているんですけども、この右下に何か階段のように私は見えるんですけども、これは実際に階段じゃないですよ。何なのかなと思まして。

○田中施設計画課長 こちらは中央付近の大きな東西にまたがる太い園路がございますけれども、太い園路から向かってスポーツセンターのほうに何段か、階段のように上がるような形になっております。

○森とおる委員 階段となるとバリアフリーの観点からも問題がありますので、スロープなど変更すべきだと私は思うんですね。これは決定されているんですか。何か意味があるんですね、恐らく。

○石井公園緑地課長 これはいろいろ地下の部分との関係の土かぶりとか土のかぶせの関係でちょっとこのレベルの調整があるんですけども、現段階のところではこういうような階段処理になっておりますけど、これを実施の段階でスロープ化できるような形でもう少し検討を詰めておりますので、そこはなるべくスロープ化できるように努力していきたいと思っております。

○森とおる委員 ぜひ階段は避けていただきたいと思います。

それから、この芝生広場なんですけども、キャッチボールとかボールを使ったものというのは当然制限が入ると思うんですが、ランニング、ジョギング、それからウォーキングというので結構スピードを出される人がいるんですけども、そういったものはできるんでしょうか。

<PAGE="18">

○石井公園緑地課長 実際に人の利用が少ないときですと、それは可能かもしれないんですが、例えば、多目的広場のところで、例えば、サッカーの大会があったと仮定をしますと、当然、控え含めて子

どもの数だけで30人ぐらい、それに保護者がくっついてきますと、2チームだけで大体50人ぐらい想定されます。例えば、4チームで総当たりをやるなんていいますと、それが大体倍ぐらいですので100人規模。で、サッカーをやっていない子どもたちはこちらの恐らく芝生広場でストレッチしていたりとか、お弁当を食べてたりとかやっていますので、実際にそういうような多目的広場を利用しているような状況では、そういうようなランニングとかそういったもののスピードを上げることについては、やはり難しいだろうと思っております。

○森とおる委員　この通路がありますよね。この芝生広場を取り巻いている、今の階段は避けてほしいとお話した、この部分については、やっていいのか、だめなのかっていうところも明確にしておかないと、後々トラブルになるのかなって思ったものです。私は、できるのであればランニングとかジョギングもできたほうがいいなと思ってる質問なんですけども、これはどう考えているのかなと思ひまして。

○石井公園緑地課長　やはりジョギングとかランニングも人それぞれ速度ございます。競技を目指している方ですと、本当に時速15キロとかそういう速度以上で、マラソンとか本格的にフルマラソンを走られる、目指している方はございますので、それはかなり難しいだろうと思ひます。

ただ、健康のためとか、本当に遅い速度でゆっくりと周辺の状況を確認できるようなものでやっていらっしゃるんであればよろしいんですけれども。ただ、最近、音楽を聞きながらとかもありますので、そこで横から子どもたちが飛び出てくる事故が起きないことも限らないんで、いろんなところありますけれども、最初のところでやっぱりウォーキングとかそういったレベルでとどめていくのがよろしいのかなと思っております。

○森とおる副委員長　多目的広場は夜は8時まで、それから芝生広場は9時半には施錠しますよと。このスポーツセンターの閉館時間というのはまだこれから決まるんでしたでしょうか。

○岡田学習・スポーツ課長　芝生広場につき、失礼しました、屋内施設につきましては、現行、夜9時半までとなっております。延長も可能かなと、物理的には可能なんでございますけども、その辺、指定管理者でこういった提案等したいということがありましたら、地域の方の御了解をいただきながら進めるという形になりますけども、今のところ9時半と考えてございます。

○森とおる委員　時間が合っているんであれば問題ないかなと思うんですけども、スポーツセンター屋内施設から広場にどうやって出入りができるのかなとちょっと思ったものですから、これを教えていただけますでしょうか。

○石井公園緑地課長　広場に出入りする場合ですけれども、こちらの例えば21ページの図ですと、目白通り側のエントランスを出て、この階段を上がっていただくとか、そういう形での出入りになります。ですので、例えば体育館からじかに公園の部分とか芝生広場に出入りをするという形ですと、例えば泥の持ち込みとか、当然、公園の部分、芝はありますけれども、そういうようなものをじかにこのスポーツセンターの中に持ち込んでくると、なかなか管理が難しいですから、その1階の部分での出入り

というような形になってございます。

○森とおる委員 複合的な施設なんで、私はどこかこの芝生広場に面している、この辺に出入りするところがあって、フィットネスやウエートトレーニングをやられる方がちょっと外に出て、芝生のところで、先ほど言われたように、ストレッチをすとか、そういうのができるのかなと思ったんですけども、これから改善できるのであればちょっと要望しておきたいなと思います。

それから、多目的広場で夜8時まで使えるのは西側の部分ですよということで、26ページを見たらオレンジ色の点線部分はその部分だと思うのですが、照明がどこに、どういうものがというのが全然示されてなくて、明るさは総合体育場の野球場、テニス場、ああいった結構明るいものがつくのか。その辺がちょっとわからないんですけども、どうですか。

<PAGE="19">

○石井公園緑地課長 この26ページの図のこの四隅に、やはりスポーツ施設の明るさを確保できるような高いタワーの照明が4基に設ける予定になってございます。

○森とおる委員 四隅ということは、このオレンジの点線の四隅だと思うのですが、東側は夜間は使えないということであれば何時まで使えるんですか。

○石井公園緑地課長 東側の部分につきましては5時までというような、朝の9時から5時までというような形で考えてございます。

○森とおる委員 今後、近隣の方々との協議というのもあった上で、時間についても当初決めたものと違った、違ってくるということが予想されるんですけども、そうなったときに後づけで照明をつけるということは当然できると考えていいのですよね。いかがでしょうか。

○石井公園緑地課長 後から設けるとこのような形、それなりの人工芝の養生をして、そこにタワークレーンを入れてやるわけなんですけれども、工事としては設けることは可能だと思います。

○森とおる委員 将来もいろいろと考え方、取り扱いというのが変わってくると思いますので、ぜひその辺も近隣の方、利用者の声を反映した形で進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○田中施設計画課長 先ほどスポーツセンターから2階に直に芝生広場に出られないかといった委員の御発言ございましたので、御要望ございましたので、その点につきましては、最初の設計の段階で検討に上がってございました。ただ、芝生広場側に出入り口を設けますと、そこにたむろする方がふえた場合に、住宅地のほうに被害、被害といいますか、騒音などの苦情といいますか、被害が及ぶということも懸念されておまして、また、2カ所に、スポーツセンターに関して入り口を2カ所設けるということになりますと、管理もかなり大変になるということもございます。また、例えば2階の部分から芝生広場に出た場合、地面が普通の芝、人工芝ではなく、天然芝でございますので、そこで土や芝がつい

て、そのままスポーツセンターに入るといことなりますと、衛生上等の面でも障害になるということもありまして、スポーツセンターの入り口はエントランス広場に面した1カ所ということで限定した経緯がございます。



○中島義春委員長　では次の案件に入ります。長崎中学校跡地民間事業施設用地について。質疑のため、柴文化観光課長が出席しております。

理事者より説明がございます。

○田中施設計画課長　それでは、御説明させていただきます。

今回の民間事業施設用地につきましては、先ほど来の図面にもございましたとおり、旧長崎中学校の跡地の一部について目白通り側の900平米を民間の事業者に貸し出すということによりまして、公園の管理運営などにかかる財政負担の軽減を図るとい趣旨で設定しているものでございます。

対象地は図面のとおりでございます。こちらの900平米は、都市計画決定の範囲ではございません。公園の範囲ではございません。

3番に土地の貸し出し条件ということで、案の段階ではございますが、掲げてございます。1番目に南長崎中央公園の施設や周辺地域との相乗効果が期待できる施設。2番目に地域のにぎわいを創出する施設。3番目にその他ということで挙げさせていただいております。

今回、この御報告をさせていただきますのが、現在はこの民間事業施設用地につきましては、公園を整備する際の車両の出入り口となっております。ですので、この公園の整備が終了しないと、この民間事業施設用地については整備ができないという物理的な状況がございました。来年度公園のほうオープンと、いよいよオープンということになりましたので、こちらの民間事業施設用地につきましても、公募等の条件整理に着手するといったことで御報告をさせていただいているものでございます。

結果スケジュールでございますけれども、まず、現在検討中の公募の事前公表を9月ごろに行いたいと考えております。この事前公表は前倒し、前倒しといいますが、事前にこういった物件を貸し出すこととなりますというようなスケジュール等の公表をするということでございますが、実際の公募は12月ごろを考えております。このときまでに土地の貸し出し条件など最低限の条件を含む内容をまとめまして公募ということでございます。3月までにそういったプロポーザル等の手続を終えまして、事業者を決定し、4月以降、契約に向けた手続に入りたいと考えております。

また、公募の事前公表の間に地域の皆様方、先ほどの意見交換会のときもございましたけれども、民間事業施設用地の活用に関してもかなり興味といいますか、関心があるということもございしますので、この民間事業敷地の活用についての意見交換をさせていただく機会を9月ごろにとりまして、十分に地域の要望を反映させた形で公募の手続、公募要項の設定ということで入ってまいりたいと考えてございます。

資料説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

<PAGE="20">

○中島義春委員長　説明が終わりました。質疑を行います。

○河野たえ子委員　　ちょっと聞きたいんですけど、この周辺地域との相乗効果とか、にぎわいを創出すると。具体的に、これは漠然とした話なんで、区のほうは一体どういう施設を考えているんですか。

○田中施設計画課長　　この間、一定のマーケティングといいますか、調査は区のほうでさせていただいております。ただ、今後、地域の要望を聞いてから具体的なところは決めていきたいと考えております。例えば、地域の要望だけで需要がないといった施設でありますと、事業の継続が困難になりますので、そういったところとのバランスをとって考えていきたいと思っております。

また、地域の活性化に資するという内容でございますが、公園の利用との相乗効果ということもありますので、想像するに、スポーツ関連でしたり、例えば文化、芸術関係、また、飲食等の商業系といったような幅広いものが考えられると思っております。最低限の規制は設ける予定ではございますが、事業者の自由な発想でさまざまな地域の活性化策といいますか、そういった施設を提案していただきたいと考えております。

○河野たえ子委員　　はっきり言うと何だかわからないですね。何でもできるということね。そういうことですか。

○田中施設計画課長　　今、申し上げましたとおり、最低限の規制は設けますが、自由に提案していただきまして、区側、評価する側としましてはその評価基準、こういったものがより地域にとって利があるか、区にとって利があるか、この公園にとって利があるかといったところを評価基準としまして、一番よりよいところを選んでいきたいと思っております。

○河野たえ子委員　　一番よりよいていったって何が出てくるかさっぱりわからないんで、何がよりよいか私はわかりませんが、少なくとも区の土地を貸すわけですよ。貸すと言っても、これもその何年契約でやるとか全然ここには書いてないんですよ。例えば、ここだったら定期借地権とかいろいろ言うじゃないですか。これは何ですか、この契約というのは、通常の土地の賃貸と同じように、期間だとかそういう、値段は多少競争によるでしょうけど、でも基本的な、区はこのぐらい入るとか、そういうことは計算してあるのですか。

<PAGE="21">

○田中施設計画課長　　現時点での想定でございますが、定期借地権などの導入を中心に検討しております。どのぐらいの地代で借りていただけるかといったところにつきましては、過去に21年度の段階ですけれども、試算をしたものはございます。ただ、それから3年もたっておりますし、周辺状況もかなり変わっておりますので、また試算をし直して、評価をし直すという作業は今後必要であると、早急に必要であると思っております。

○河野たえ子委員　　前に私はやっぱり何でもいいよみたいな貸し出し、それはスポーツ関連だとか文化芸術だとか、そういう一定のものが少なくとも出てくるかってなるんで、今の話だと何でもいいみたいな話になっちゃっているし、やはりにぎわいとかいうのは抽象的な言い方ですけども、ここところは確かに変わってきていることは知っています、まちの状況が変わってきているのは知っています

けれども、やはり、区が金を、土地を貸し出しをするのにやはり、この漠然としたやり方で、これから土地用の貸し出し条件を決めるというお話ですけれども、少なくともきょうは委員会、特別委員会だから意見だけ言いますけれども、やはり、一定、区が貸し出して、ここの周辺の少なくともさんざん時間をかけて公園をつくったり、スポーツ施設をつくったりして、みんなもいいものにしよう、しようと言っているわけですね。そういうことが無にならないような、そういうマッチしないようなものに貸し出しをするようなことがないようにしてもらいたいと私は思っています。

せっかく周辺、こっち側はもともとJRの住宅のところを本当は取得したかったんだけど、できなくてJRがまた住宅建てるわけですね。だから、あの辺は住宅地域、基本的には住宅地域なのだと思うのですが、そういういろんな条件の中で何でもいいみたいのは私はだめだと思うんです。

建設の基本的な検討会議の中でも、意見としては民間事業施設用地は必要ないというような意見もあるわけね。これは区のほうが一方的に区の考え方として、今ここに書かれているように財政負担の軽減を図るために必要なのだっていうことで、なくさないような答弁が書いてあるけど、その人は納得したかどうか知りませんが、こういうやり方について私は、やるならもう少し、本当は私はこんなことは必要ないと思っていますよ。やるべきじゃないと思っているけど、でも、やるという以上は、やはり一定のレベルをきちっと絞って余りおかしくないようなものにしてもらいたいということは言っておきます。とりあえず。

それから、最終的に東京ドームなんか一緒にやったらいいよとなって、そこに貸し出しするとか、そういうのは今の段階ではないんですか。

○田中施設計画課長　例えば、指定管理者でいいますと、東京ドームに随意契約というような形になるかと思いますが、そういった手法は今のところ考えておりません。東京ドームが自主的に応募されるということでしたら、当然拒むことはございません。

○河野たえ子委員　今言ったように、せっかく公園のほうとスポーツ施設のほうは住民を交えて、そして、大学の先生まで呼んで、そして、意見交換、設計段階でもいろんな意見を聞いて、で、それが100%いいかどうか別としても、少なくともそういう手順を踏んでつくってきて、さらにまた公園のために意見交換会を7回もやって、そして、いろんな意見を取り入れて、少なくともより評価が分かれるところも多少ありますけども、少なくとも少しでもいいほうにいかうじゃないかってやっているときに、その一角ではあるけれども、全然そぐわないかどうかもわからないような施設を目標にして、貸しますよっていうのをこれからやりますっていうのは、ちょっと問題、ちょっとじゃなくて大分問題だと思います。

少なくともこれからの貸し出し条件を決めるに当たっては、本当にここと mismatch にならないようなものにしなかったら、百歩譲って貸し出しは、私が反対したって皆さん貸し出しするだろうから、だけど、それだったらだからどうでもいいよとは言えないわけ。きちんとしたものに本当にしてもらいたいなと思うけど。こんないいかげんな貸し出し条件案ではだめです。もっと具体的に、決めたらまた教えていただきたいということです。

<PAGE="22">

○中島義春委員長　お昼になりましたけれども、皆さん先ほどお手を挙げたのは河野委員だけみたい

で、よろしいですかね。もう昼ですので。

これに関しては当然公募がこれから具体的に行われる段階の時点ぐらいにはまた御説明があるかと思
いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。



○中島義春委員長　最後に、次回の日程についてお諮りいたします。

次回は、正副委員長案としましては、9月の11日、火曜日、午前10時に開会したいと存じます。

また、正副委員長といたしましては、次回の委員会では視察を実施させていただきたいと考えており
ます。午前中に案件を行い、閉会后、午後早目の時間で視察に出かけるように考えております。その目
的と場所について、理事者から説明をお願ひしたいと思ひます。では、簡単に。

○田中施設計画課長　それでは、視察先の案について御説明させていただきます。

視察先の名称は、武蔵野市立武蔵野プレイスでございます。武蔵野プレイスにつきましては、設置は
武蔵野市が設置しておりまして、運営は公益財団法人の武蔵野生涯学習振興事業団が運営しております。
開所日は、平成23年の7月9日でございます。地上4階建て地下3階建てで延べ床面積9,800平
米余でございます。施設の概要としましては、図書館機能、それから地域図書館でございます。地域図書
館機能とそれから生涯学習支援機能、青少年活動支援機能、市民活動支援機能、この4つの機能が合わ
さった複合施設になっております。視察の目的といたしましては、仮称西部地域複合施設などの多機能
な施設建設の参考となるのではないかと考えてございます。また、地域図書館の建設などの参考ともな
り得ると。生涯学習等の事業、また、センター建設等々の参考にもなるのではないかと考えてございま
す。

以上でございます。

○藤本きんじ委員　済みません、9月11日なんですけど、ちょっと監査の定例協議会と区長への報
告が4時から、定例協議会が1時半で区長の報告が4時ということでちょっと予定されていて、もう既
に日程決められて相手先もあることですから変更してくれとはちょっと言えないんですけど、私、ちょ
っと午後済みません、そういうことで御了解いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○中島義春委員長　日にちとしては向こうにはね。わかりました。了解です。

今、目的と場所について説明ありましたけれども、この案で次回の日程及び視察をやっていきたく
と思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。決定でよろしいですね、済みませんけど。

以上で、施設用地特別委員会を閉会いたします。

午後0時4分閉会